

## 海外派遣プログラムの実施、中止、延期等の判断基準

海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、1. 派遣先国(地域)の事情、2. 派遣先大学の諸事情、3. 個人的事情に分けて判断する。

### 1. 派遣先国(地域)の事情による判断

学生を海外渡航させる部局の長は、各種情報を総合しつつ、基本的に日本の外務省が発出する「海外安全情報」の4つの目安(カテゴリ)を第一の判断材料として、渡航の可否を判断する。同危険情報は法令上の強制力を有するものではないが、「各国の治安情勢その他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を知らせるもの」(外務省)として発出されているため、これを海外渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準の基礎とする。また、感染症危険情報も参考にし、判断する必要がある。

海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> 海外安全情報 <https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

各々の「危険情報」の種類と安全対策の目安は次の通りとする。

安全対策レベル	説明	本学の対応
レベル1 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	【渡航前】実施、 【渡航中】継続するが注意を払う。
レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	【渡航前】中止もしくは延期、 【渡航中】途中帰国を基本方針とする。
レベル3 渡航は止めてください。	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	【渡航前】中止、 【渡航中】即刻帰国する。
レベル4 退避してください。 渡航は止めてください。	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	【渡航前】中止、 【渡航中】即刻帰国する。

### 2. 派遣先大学等の事情による判断

次の場合は、原則として派遣の中止、延期または途中帰国させる。

- 1) 派遣先大学等における学業継続不可(学力不足、自然災害、受入機関の閉鎖など)
- 2) 派遣先大学等から受入中止などの処分を受けた場合
- 3) 派遣先(国・地域)の居住環境が悪化して生活の継続が困難な場合など

### 3. 個人的事情による判断

以下の場合においても派遣の中止、延期または途中帰国等を検討し助言する。

#### 3-1. 病気・怪我、精神疾患等

- 1) 派遣中の学生が病気や怪我により、1 月以上の入院治療(緊急の場合を除く)が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。また、透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も帰国させることが望ましい。
- 2) 派遣の継続が困難となる精神科疾患を有する場合は、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国させることが望ましい。
- 3) その他、派遣先(国・地域)における医療制度、医療保険制度、医療費負担の観点から、日本において治療、入院手術等を行う方が望ましいと考えられる場合には一時帰国や早期帰国を促す。

#### 3-2. 犯罪等

次の場合は、滞在国の法律にもとづき処分を受けることになるので、それを基に状況を把握し、判断・対応する。

- 1) 刑法に触れる罪を犯したり、テロの加害者または被疑者となったりした場合
- 2) 薬物等(法定)の依存症に罹患した場合
- 3) 民事上の犯罪による加害者または被疑者となった場合